

建築構造設計にかかわる法制度のあるべき姿

<主催> (社)日本建築学会 都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

<後援> (社)日本建築構造技術者協会

日 時：10月29日(金)午後1時30分から5時30分

場 所：建築会館会議室(東京都港区芝5-26-20)

司 会：高山 峯夫(福岡大学教授)

記 録：高木 次郎(首都大学東京准教授)

趣旨：

日本建築学会の「あるべき構造設計特別調査委員会」(2008-09年度)では、建築構造設計にかかわる環境や人々の姿勢のあるべき姿を議論してきた。そこでの成果は、学会からの提言「建築の構造設計—そのあるべき姿」としてまとめられた他(<http://www.aij.or.jp/scripts/request/document/20100419-1.pdf>)、2010年9月の建築学会大会(北陸)では「これからの構造設計と建築学会への期待」と題する研究協議会の形で議論を深めることとしている(9月9日(木)9:45~13:00, 富山大学)。本シンポジウムでは、一連の検討の中から特に設計制度に焦点をあてて、良質な建築構造設計を目指す上での今後の望ましいありかたを論じる。

講演概要：

(1) 金田 勝徳(芝浦工業大学特任教授, (株)構造計画プラス・ワン代表取締役)：法と建築構造設計

一人の建築士の法律違反によって、法が改正された。法に定められた社会制度が、国民の信頼を失ったとして、国はその威信にかけて法を改定した。そこには国民の安全は、国が司らなければならないという悲壮感さえ漂っていた。改正された法によってもたらされた、社会の混乱と経済的な損失は計り知れない。悪名高いあの治安維持法はともかく、法によって社会がこれほど苦渋を味わされた例は他にあるだろうか。

(2) 吉江 慶祐(株)日建設計構造設計部門構造設計室主管)：構造設計を支える法制度のあり方

現在の建築基準法は構造設計の細部までを規定し、かつ審査が厳格化の方向へ向かっている。このことは一部の不適切な設計の排除には成功したのかもしれないが、多くの良識ある設計者は、法令の遵守や建築確認の手続きに忙殺されてしまっている。建築の安全・安心は、設計者が社会から信頼され、設計者は持てる知識・技術を駆使して高い品質の実現に尽力することによってこそ獲得される。構造設計を本来あるべき姿にするために、法規制がどうあるべきかを考えなおさなくてはいけない。

(3) 水津 秀夫(水津建築事務所)：小事に拘り大事を忘れている—耐震安全性の危機

構造性能は設計によってばらつきあり、工事の影響も大きいいため倍半分の性能の違いが生じることある。一方、建設費は指標として分かり易く、基準法を守っていれば安全との誤解から建設費だけで判断する傾向が強い。また、詳細に定められている法に適合させることだけで事足りるとし、本質的な判断が疎かになる。今や耐震安全性の危機である。不良な社会資産を生み出しつつある基準法にもとづいた仕組みを刷新し、健全な社会資産を作るために分かりやすい法制度が必要である。

(4) 可児 長英((社)日本免震構造協会専務理事)：

豊かな設計を生み出す環境の整備に向けて—構造設計者の切磋琢磨と次世代の構造設計者の養成が必須

構造設計者には、時代と共に高度に進んだ社会の持つポテンシャルに答えられる技術を期待する、知識と経験と鋭い勘と、工夫をこらしたチャレンジが必要である。構造設計が形を整えて3/4世紀経った今、この期にあたり、次世代の設計を目指し、構造設計者の一層の努力と新人の養成が必須となる。専門家集団である職能団体により、能力を検定し、設計レビューも当然プロフェッション同士で行う。一方、法は基本事項を規定するが、最新の技術に門戸を開放することが必要で、現在の建築技術の進展を担った技術評定制度の復活が期待される。今や「あるべき姿」の具現化に向け行動を開始すべきである。

参加費：会員：1,500円 会員外：2,000円 学生：1,000円

定 員：70名

申込方法：FAXまたはe-mailにて催物名称・会員番号・氏名・勤務先・電話番号・e-mailアドレスを明記の上お申込みください。

申込み・問合せ：日本建築学会事務局総務グループ 斉藤・小野寺

e-mail：a.saito@aij.or.jp TEL03-3456-2051 FAX03-3456-2058